

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月25日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合規則第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第16号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（旅行雑費の特例）」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「第17条第4項」を「第17条第3項」に改め、同項を同条とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。